

## 最近よく話題になる、クロムと排水処理

### クロム

皮革製造に使用するクロムは有害な6価クロムではなく、無害な3価クロムです。国際がん研究機関によると、6価クロムはグループ1「ヒトに対する発がん性が認められる」に分類されますが、3価クロムは金属クロムとともにグループ3「ヒトに対する発がん性が分類できない」に分類されます。現在の皮革製造に使用されるクロムなめし剤は、化学薬品メーカーが6価クロム化合物（重クロム酸ナトリウム）を還元して製造しています。化学薬品メーカーがクロムなめし剤を製造する以前は、皮革製造工場で6価クロムを還元してなめしに使用していました。そのため、古い文献には皮革製造に6価クロムが使用されているという記載が見られます。しかし、現在では3価の安全なクロムなめし剤が市販されていますので、皮革製造にはそれを使用しています。

### 排水処理

日本では、廃棄物の処理処分については廃棄物処理法による処理基準等に基づき環境負荷を抑制する対策が講じられています。また、大気や水の排出に対しては、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の環境関連法により、環境汚染を防止する規制が行われています。

皮革製造時に発生した廃棄物は埋め立て処分されますが、それにかかる運搬費や処分費は排出者が負担し、かつ最終処分された証明書であるマニフェストを保管する義務もあります。

皮革の製造に使用した水は、前処理をして下水へ受け入れられている地域と、前処理なしで下水に受け入れられる地域があります。下水の受け入れ基準は下

水道法に基づき市町村で決めていますので、その基準値以下の水質になるよう処理を行って受け入れてもらう必要があります。前処理をする場合、発生した汚泥は安全に減量化し、埋め立て処分が行われています。このように、日本のタンナーは、廃棄物や排水を規則に従って適正に処理しています。